

鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金の手引き

1 目的

町では、新型コロナウイルス感染症による地域経済の落ち込みにより、産業の安定に支障が生じているなかで、事業を継続する事業者を対象に支援金を交付します。

2 支援金の給付対象者

申請の日において、次の事項の全てに該当する事業者が対象となります。

- ① 申請日から遡り過去1年以上継続して町内において事業を営む者
- ② ①の事業を営むに当たり、必要な許認可を受けている者
- ③ 鹿部町産業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成30年要綱第16号）第4条第1項第3号の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に関する支援（※）の支援対象者ではない者

※ 鹿部町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（宿泊事業者・飲食事業者・中小企業者）対象緊急支援金

3 支援額

1 給付対象者あたり5万円

4 申請手続方法

「鹿部町新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金給付要綱」を参照いただき、「給付申請書」に必要事項を記載・押印のうえ、次の書類を添えて役場水産経済課へ提出してください。

- ① 法人登記事項証明書及び定款の複写（法人の場合）
- ② 個人事業の開業・廃業等届出書又は町内において開業していることが確認できる資料の複写（個人事業主の場合）
- ③ 令和元年分及び平成30年分の確定申告書の複写
- ④ 事業を営むにあたり、必要な許認可を受けていることを証明する資料の複写
- ⑤ 令和元年及び令和2年の各月の売上高を示す資料

5 申請回数

1事業者につき1回

6 申請受付期間

令和3年1月29日まで

7 給付の決定

提出いただいた申請書等一式は精査のうえ、「給付決定通知」又は「不給付決定通知」を通知するとともに、給付決定者については、給付決定後1月以内に支援金を指定の銀行口座に振り込みます。

8 留意事項

虚偽又はその他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、支援金の給付の決定を取り消すとともに、返還を命じます。

9 お問い合わせ先

鹿部町役場水産経済課商工労働係

電話：01372-7-5298

FAX：01372-7-3086

住所：茅部郡鹿部町字宮浜299番地